

令和3年5月17日

報道機関各位

青森県県土整備部河川砂防課

令和3年度「土砂災害防止月間」の実施についてお知らせします

本県砂防関係事業の推進につきましては、平素より格別の御配慮、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年頻発している土石流、地すべり及びがけ崩れ等の土砂災害から人命や財産を守るため、県では危険区域を指定し、災害を誘発する有害な行為を制限するとともに各種対策工事を実施しているところです。

特に、これから梅雨期を迎え、大雨などによる災害の発生のおそれがあることから、別添のとおり「令和3年度土砂災害防止月間実施要領」を定め、令和3年6月1日から6月30日までを「土砂災害防止月間」として災害の未然防止及び防災知識の普及に努めることとしております。

つきましては、この運動の趣旨を御理解いただき、各種行事について取材、報道方よろしくお願ひ申し上げます。

報道機関用提供資料	
担当課	県土整備部河川砂防課
担当者	水政グループ GM 小野 政道 砂防グループ GM 鹿内 修
電話番号	水政G 直通：017-734-9661 内線：6726
	砂防G 直通：017-734-9670 内線：6739
報道監 県土整備部 次長 類家 正剛	

令和3年度土砂災害防止月間実施要領

1 趣 旨

我が国の土砂災害による人命、財産の被害の状況にかんがみ、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を強力に推進することにより、土砂災害の防止に対する国民の理解と関心を深め、土砂災害による人命、財産の被害の防止及び軽減に資することを目的として国で実施する、令和3年度「土砂災害防止月間」に準じ、青森県においても「土砂災害防止月間」を定め、土砂災害防止に対する県民の理解と関心を深め、防災体制の整備と啓発を図るものである。

2 期 間

- (1) 令和3年6月1日から6月30日までとする。
- (2) (1)の期間のうち、6月1日から6月7日までの1週間を「がけ崩れ防災週間」とする。

3 重点事項

- (1) 警戒避難体制の整備促進
 - イ 地域住民に対し、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の周知徹底を図る。
 - ロ 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等を市町村地域防災計画に編入し、警戒避難体制の整備促進を図る。
- (2) 防災知識の普及
積極的な広報活動を通じ、防災知識の普及に努める。
- (3) 危険箇所の再点検等
 - イ 危険区域内における災害の誘発及び助長行為の防止の呼びかけに努める。
 - ロ 危険区域周辺を積極的に巡回し、災害の未然防止に努める。

4 行事内容

- (1) 「青森県砂防関係施設点検マニュアル」に基づくパトロール等をする。
- (2) 横断幕、立看板等の掲示並びにポスター及びチラシ等の配布による広報活動をする。
- (3) ラジオ等の報道機関を通じ、全県的な広報活動をする。
- (4) 次代を担う小中学校生を対象にし、土砂災害防止に関する絵画及び作文を募集する。
- (5) 各市町村の実状に即した地域運動を展開する。

5 実施機関及び主管課

国土交通省 水管理・国土保全局砂防部
青 森 県 県土整備部河川砂防課
市 町 村 砂防事業担当部局課

令和3年度土砂災害防止月間 各種行事

行 事	実 施 内 容
(1)土砂災害危険箇所の点検等の実施 (点検、巡視)	月間中、各地域県民局地域整備部、鱒ヶ沢道路河川事業所で危険箇所の点検実施（予定）
(2)避難訓練等	月間中、八戸市、おいらせ町で実施（予定）
(3)絵画・作文等の表彰	小中学校生を対象とし、土砂災害防止に関する絵画及び作文を募集